

2 相続税の仕組みから考える対策

2-1 墓地、仏壇の購入や葬儀費用の負担

墓地や仏壇等の非課税財産は事前に購入する。先祖代々のお墓のない人や仏壇等のない人などは、生前に購入しておく、購入費用の分だけ相続財産を減らすことができます。

なお、これらの財産を購入する場合は、次の点に注意してください。

- ① 被相続人の死亡後に購入しても非課税財産にならないので、生前に購入すること
- ② ローンで購入して返済中に亡くなった場合の残債については、債務控除の対象にならないため、お金に余裕のある場合は、できるだけ現金で購入すること

葬式にかかった費用は相続財産から控除され、香典は非課税とされています。この特典は、故人が会社の先代社長などであった場合には、上手に活用することができます。

その答えは、葬儀を個人葬ではなく社葬にして、香典はそっくりそのまま遺族に渡すという方法です。葬儀を社葬にすれば、当然葬式費用の一切が会社負担になりますから、遺族は一銭も使わずに済みます。この場合、香典を会社の受取りとすると、雑収入として法人税の課税対象になってしまいます。そこで、香典については、会社を介さずに遺族にそっくり渡すようにすれば、非課税になりますから、遺族にはかなりの金銭的援助をすることができます。

(注) 香典とは、本来、遺族の悲しみを慰めるためや葬儀に際してかかる費用の一部に充てて、遺族の金銭的負担を軽くするために贈られるものですから、税法でもその点を考慮して、1件ずつの金額が世間一般の常識的な範囲内であれば、総額がどんなに高額になっても非課税としています。

2-2 生命保険金の非課税枠の利用

生命保険金は、民法上の相続財産ではありませんが、相続税法上は相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象になります。ただし、生命保険金には、法定相続人1人当たり500万円まで非課税になるという大きな特典がありますので、この生命保険金の非課税枠までは必ず保険に加入するようにしましょう。

例えば、妻と子どもが3人いる場合は、2000万円までは相続税がかからないこととなりますので、後々の納税額等も考慮して、2000万円以上の保険に加入するとよいでしょう。

$$\text{生命保険金の非課税額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

2-3 死亡退職金と弔慰金の非課税枠の利用

被相続人が同族会社の役員である場合には、死亡退職金と弔慰金を支払うようにします。

死亡退職して退職金が支払われた場合には、その退職金を受け取った遺族は、その退職金を相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象になります。ただし、死亡退職金には、生命保険金と同様に、法定相続人1人当たり500万円まで非課税になるという大きな特典があります。

$$\text{死亡退職金の非課税額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

また、弔慰金が支払われた場合には、次の金額までは課税されないことになっています。

- ① 業務上の死亡の場合、報酬月額額の3年分
- ② 業務上以外の死亡の場合、報酬月額額の6ヵ月分

この金額を超えて支給された弔慰金については、退職金として支給されたものとして取り扱われます。一方、退職金・弔慰金を支払った会社の相続税法上の株式の評価に当たっては、退職金については負債として資産から控除することができますが、弔慰金については、それが退職金に該当するものとして取り扱われるもの以外は負債として資産から控除することができません。

また、支払った退職金・弔慰金は原則として会社の経費になりますので、役員退職給与規程及び弔慰金支給規程等を定めた上で、できるだけ非課税枠までは支払うようにするとよいでしょう。

2-4 養子縁組をして相続人を増やす

民法では、養子は縁組の日から実子と同じ権利を持ち、法定相続人の数に含まれることになっています。そして、相続税法では、法定相続人の数が多いほど、相続税の負担が軽くなる仕組みになっています。相続人の数が増えることによって、具体的には次のような効果があります。

- ① 相続税を計算する際の税率の適用区分が低くなる
- ② 基礎控除額が増える
- ③ 生命保険金の非課税枠が増える
- ④ 死亡退職金の非課税枠が増える

しかし、相続税法では、養子を利用した相続回避行為に対処するため、法定相続人の数に算入できる養子の人数を、次のように制限しています。

- ① 被相続人に実子がいる場合 …………… 1人
- ② 被相続人に実子がいらない場合 …… 2人まで

この養子縁組による節税方法は、確実に効果の大きい対策ですが、その反面、「相続争い」の要因にもなりますので、他の推定相続人全員に事前に同意を得ておくなど、慎重な対応が必要となります。

2-5 配偶者の税額軽減を上手に受ける

相続人の中に配偶者がいる場合、配偶者の取得額が法定相続分又は1億6千万円までのいずれが多い金額の範囲内であれば、その配偶者の相続税額はゼロになります。これを、「配偶者の税額軽減」といいます。この配偶者の税額軽減をフルに活用して、次のように配偶者が財産を相続するようにすれば全体の納税額が一番少なくなります。

- ① 遺産総額が1億6,000万円以下の場合
全額を配偶者が取得する
- ② 遺産総額が1億6,000万円超3億2,000万円以下の場合
1億6,000万円と法定相続分のうちいずれが多い金額を配偶者が取得する
- ③ 遺産総額が3億2,000万円超の場合
法定相続分を配偶者が取得する(子どもがいる場合 1/2 親がいる場合 2/3 兄弟姉妹がいる場合 3/4)